

新旧対照表（永住許可に関するガイドライン）

改正後	改正前
<p>1 法律上の要件（略）</p> <p>2 原則10年在留に関する特例 (1)～(4)（略） (5) <u>地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第16項に基づき認定された地域再生計画において明示された同計画の区域内に所在する公私の機関において、出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき同法別表第1の5の表の下欄に掲げる活動を行い、当該活動によって我が国への貢献があると認められる者の場合、3年以上本邦に在留していること</u> (6) <u>出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令（以下「高度専門職省令」という。）に規定するポイント計算を行った場合に70点以上を有している者であって、次のいずれかに該当するもの。</u> <u>ア 「高度人材外国人」として3年以上継続して本邦に在留していること</u> <u>イ 3年以上継続して本邦に在留している者で、永住許可申請日から3年前の時点を経験として高度専門職省令に規定するポイント計算を行った場合に70点以上の点数を有していたことが認められること</u> (7) <u>高度専門職省令に規定するポイント計算を行った場合に80点以上を有している者であって、次のいずれかに該当するもの。</u> <u>ア 「高度人材外国人」として1年以上継続して本邦に在留していること</u> <u>イ 1年以上本邦に在留している者で、永住許可申請日から1年前の時点を経験として高度専門職省令に規定するポイント計算を行った場合に80点以上の点数を有していたことが認められること</u></p> <p>(注) 省略</p>	<p>1 法律上の要件（略）</p> <p>2 原則10年在留に関する特例 (1)～(4)（略） (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(注) 省略</p>

